

●1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行●

ISSN 0911-9396

関西労災職業病

関西労働者安全センター

1998.3.10発行〈通巻第270号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 (ほんらい)ビル602
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528
郵便振替11座 00960-7-315742
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



●関西労働者安全センター第18回総会開催 2

●議案書 3

●楽腰帯注文票 23

2月の新聞記事から / 22
表紙写真 / 3.28安全センタ | 総会

'98 3

労働者の いのちと健康を守る運動を 発展させよう！

関西労働者安全センター第18回総会を開催

今年度の総会を3月28日、大阪市内の部落解放センターで開催した。総会には会員を中心に70名が参加、西野事務局長より1997年度総括案、98年度方針案、財政報告が提起され、承認された。（総括、方針について議案書全文を後掲）

本総会は非常に厳しい春闘時期、しかも、裁量労働制導入などの労働基準法改悪問題が焦点化している状況のもとで開かれたが、「規制緩和」の動きに抗して「健康で安全に働く」労働者の基本的権利を守り、発展させていくことの重要性を改めて確認した。

非災害性運動器疾患の認定拡大を

第1部の総会議事に引き続いだ、第2部では、田島隆興医師の記念講演が行われた。運動器系労災職業病の分野において献身的な活動を展開している田島医師は「非災害性の運動器系疾患を業務上として認定させるために」と題して約1時間熱弁を振るわれた。

自身が関わっておられる裁判など事例

を紹介しながら、行政の認定基準や司法の判断がいかに間違っているか、矛盾が多いかを実例を挙げて紹介され、たとえば頸肩腕障害の新労災認定基準における旧基準にはあった「他企業労働者との比較」の欠落は「ごまかし」と述べられた。

労災認定基準が比較の上で体質的に弱い労働者を不当に差別していること、医学・医師サイドも職業原因への認識不足や労基署の業務外の方向へのコントロールを容易に受けてしまう傾向があることが問題だと指摘された。とにかく認定基準は「矮小であり」、その一方で労災保険が5兆円を超える繰り越し利益をためこんでいるのは許し難いと批判された。



目 次

1997年度活動総括 3

1. "職場自治"の甘言は労働者のいのちを守るか 3
 2. 小さな会社の安全対策でこそ労働者の参加が重要 5
 3. "仕事のせいで病気になった"ことを認めさせる 6
 4. 健康に働くために、参加し、知る権利行使する 11
 5. 被災労働者一人一人の権利を守る、発展させる 12
 6. 教育宣伝活動 16
 7. 組織拡大と財政 17
 8. 他団体との協力、国際交流 18
- 1998年度活動方針 19

1997年度活動総括

1. "職場自治"の甘言は労働者のいのちを守るか

雇用形態多様化の時代における労働安全衛生運動の課題

雇用形態が多様化している。日本の雇用労働者5322万人のうち、いわゆる非正規労働者の割合は1996年で19.6%（女子では37.8%）となっており、81年の12.7%（同26.1%）から著しく増加している（総務省統計局「労働力調査特別調査」）。増加の要因は、何といってもパートタイマーの増加が上げられる。また、労働者派遣の形態で働く労働者の数も増えている。さらに、こうした統計に現れない、製造業などにおける構内下請の会社で働いている労働者の数も多くなっている。

右肩上がりの経済成長が終焉し、少子高齢化が進む中で、一つの会社に就職して定年まで勤め上げる日本の雇用慣行という前提そのものが議論の俎上にのぼる時代に、雇用労働者をめぐる環境は、厳しさを増しているといってよいだろう。こうした現状について、政府は次のような受け止め方を示している。

「現在、我が国においては、経済活動のグローバル化が進んでおり、企業の世界的な競争が激化し、国境を越えた経営資源の移動が加速する中で、雇用の維持・創出、豊かで安心できる社会、健全で活力ある経済を実現していくためには、産業、企業が積極的に事業展開できるようにするとともに、労働者も創造的な能力を十分に發揮し、労働を通じて自己実現ができるようにしていくことが重要となっている。」（労働省労働基準局「平成10年度

労働基準行政の運営について(平成10年2月)

労働者派遣事業法の制定と改定、そして有料職業紹介事業と併せての、原則自由化の流れ。働く側からの「より少なく払い、できるだけ多く働く」方策として、雇用形態の様々なバリエーションが作られてきた。そこには、経済活動のグローバル化が進み大競争時代を迎えるという時代背景を理由に、正統性を確保する経営者団体の方針が貫かれてきたとみることができる。

そして政府の見解では、このような多様化が、「企業の積極的な事業展開」という誘因以外に、女性、若年者、高齢者をはじめとした「多様な働き方を求める労働者」や、専門的能力を活かして「主体性を持って働きたい」という労働者」の増加という労働者側からの誘因があることをあげている。夫の長時間労働のため、家庭責任を一身に負わざるを得ない女性が、やむを得ずパートタイマーでの就業を選んでいることが「多様化」を求めているとされ、青天井の残業で会社に縛り付けられる仕事のやり方を変えたいと望むことが、「主体性を持つて働く」という形容によって、「裁量労働制」という魔法の働き方への誘因となってしまっている。

いま国会で審議が始まろうとしている労働基準法改正案は、働く側からの至極当然の欲求を曲解し、政府の行政改革委員会による、規制緩和政策への悪乗りを具体化したものと言わざるを得ないだろう。労働時間規制が全く意味を失う裁量労働制を企画、立案、調査、分析という事務一般労働にまで拡大適用し、若年定年制にも道をひらく有期雇用契約期間上限規制の3年への延長など、多くの問題点を含んでいる。これから日本の雇用労働者がどういう働き方を選ぶのか、ルール作りの合意はどの地点で図るのか、国会での法案審議に十分な監視の力を注がねばならない。

規制緩和問題でたえず原則におかなければならぬのは、公正さの観点である。労働法制の分野にあっては、働く側と働く側の間の対等さが確保されなければならない。労働条件の決定権は一元的に働く側が持っていて、忠誠さが第一の規範とされている現在の日本の職場にあって、規制緩和で単純に「職場自治」にゆだねていく方法が何をもたらすかは明らかであろう。いま必要なのは、労働法制の体系自体に、働く側の一人一人にとっての労使対等決定の原則を、いかに確立していくかという展望である。

労働者のいのちと健康を守る運動は、この闘いの先頭を走ってきたといえる。何物にも代え難い生命と健康にとって、錢勘定の論理を突破し、職場環境に関わる情報を働くものどうしの連帯で確保する作業は、さほど難しいことではなかった。経済成長至上主義が、おそらくは誰の目にも時代遅れとなっているいま、労働者のいのちと健康を守る職場での運動がますます重要になっている。

関西労働者安全センターは、大阪を中心として関西における労働安全衛生運動、労災職業病問題をめぐる取り組みを進めてきた地域労働安全衛生センターである。この1年間に

どのような時代へのインパクトを与えることができたのか、以下にふりかえることにする。

2. 小さな会社の安全対策でこそ労働者の参加が重要

労働災害発生の特徴から導かれる参加と知る権利確保

労働省資料によると毎年60万人の労働者が被災し、そのうち休業4日以上の死傷者数が16万人を占めている。また、毎年2千人を超える労働者が労働災害により死亡しているが、職業性疾病も含む労災保険による葬祭料新規受給者数、つまり「仕事が原因で死亡した労働者の数」では、4千人のレベルに達している。

そしてこうした労働災害のうち、約9割が労働者数300人未満の中小規模事業場で発生していることに注目しなければならない。労働者数30人から49人の規模の事業場では、千人以上の事業場にくらべ8倍の労働災害発生率となっている。

死亡災害2363件(96年)のうち、建設業が約4割を占めており、次いで道路貨物運送業、製造業となっている。建設業における労働者数が、全産業の約1割にあたることを考えると、深刻な事態といえよう。加えて建設業にあっては、労災隠しが後を絶たず、無権利状態で放置される末端の労働者の存在がある。ある建設土木作業に従事する日雇労働者に関する災害事例調査によれば、労災隠しの手口は巧妙化し、災害発生状況の捏造などの方法を駆使する事例の増加傾向がうかがえる。

また雇用形態の多様化を反映して、製造業にあっては、構内下請事業者や有期契約労働者に対する安全衛生教育の不備がその原因の一つとなったと見られる災害事例が増えている

労働省は、1998年度から2002年度にかけて、労働災害20%減を目指すとする「第9次労働災害防止計画」を策定、この4月からスタートさせる。その中で注目されるのは、すでに展開されている地域産業保健センターの活動に加え、中小企業の自主的な努力や集団的な取り組みを促進するなどの援助、小規模事業場の安全衛生対策を促進するための、連続的継続的な安全衛生管理手法など新たな手法の開発・導入を基本方針に盛り込んだことである。

労働省の労働安全衛生対策が、必ずしも地域密着型として展開し得ていない状況の原因は、職場における労働者の創意、工夫が「管理」の手法によっては促進されないということであり、この面でのこれから労働組合、労働者側の取り組みが重要になっている。また、地域産業保健のあり方については、地方自治体や地域社会での取り組みをどう展開するのか、いまその方法論が問われているところである。こうした諸施策については、労働者側からの新たな政策的アプローチが求められる状況にあると言ってよい。

職場における労働安全衛生対策の進捗度は、労働者の参加がいかに進んでいるか、どれ

だけ知る権利が行使できているかが一つのバロメーターである。労働現場で使用されている化学物質は、主なものだけでおよそ5万2千を数え、さらに年間500～600の新規化学物質が新たに導入されている。これらの労働者の健康に影響を及ぼす恐れのある発生源に対する対処は、法規制による対策だけでは決定的に不足といえる。労働者の知る権利を確保するための取り組みをさらに進める必要がある。

3. “仕事のせいで病気になった”ことを認めさせる

求められる“認定基準”という制度的労災隠しの根絶

労災保険は大幅な黒字の経営で推移しており、労災防止名目の安全衛生対策に関わる支出の改善がわずかにみられるものの、被災者労働者の権利に直結する災害補償面での改善はほとんど進んでいない。こうしたなかで昨年の頸肩腕障害認定基準の改正を契機に、頸肩腕障害、腰痛、指曲がり症といった運動器系疾患の認定基準の改善問題が、改めて論じられる状況がでてきた。自治労が進めてきた指曲がり症闘争の成果も、この状況に大きく関与している。労働との関連性が問題となる疾患において、労災として認めるには「著しい労働過重性があったとき」だけしか認めない、あるいは「災害性の要素がある場合」しか認めないと硬直した取り扱いは、あまりにも現実と遊離してはいないのかという問題提起である。

いわゆる、作業関連疾患における労災認定と補償については、被災者が属する職業集団（あるいは患者集団）において、疫学的因果関係によって業務起因性を推定し、その疾患の集団内での多発が疫学的（＝医学的）に確認されるならば、その個人に発症したその疾患と労働との因果関係を否定する有力な反証が無い限り業務上と認めていく考え方があらため、認定基準をつくりかえることが必要である。一般的な整形外科領域を中心として、未だに「年齢」「体質」「遺伝」などに病因を求めるだけで、労働要因を軽視する医学のあり方も、被災労働者には大きな障壁になっており、これと現行の認定基準の考え方が始まつて多くの被災労働者が泣かされる現実を、なんとか改善の方向へ向けていかなければならぬ。

さらに、いわゆる過重性の判断はほとんどの場合同種労働者との比較においておこなうとされている。しかし、体力的に劣る労働者にとっては不当な取り扱いであって、その個人にとって過重であったかどうかを重視するように改める必要がある。

「使用者が全額保険料を出している労災保険で、そんなことを行政と使用者が認めるわけがない」という意見もあるかもしれないが、やはりもう一度労災補償とは何かという原点に立ち返って取り組んでいかなければならない。

労災認定基準の緩和は、労災発生への大きな抑止力の一つであることを今一度認識した

い。

以上の問題はいわば「制度的労災職業病隠し」とでも表現できる。一方、あからさまな労災隠しは、実感的には一向に減少していない。政府の労災統計においては、休業4日以上の災害が着実に減少しているのとは対照的に、労災死亡数は横ばい状態が続いている。もとよりこうしたことは傍証にすぎないが、統計上の労災発生構造のゆがみが年々ひどくなっていることは、ゼロ災運動に象徴される災害発生件数偏重の上からの安全衛生運動の限界と弊害を示しているのではないだろうか。規模が極小の零細企業において労災発生が顕在化しない問題は従来から存在しているのであるから、近年の休業災害の不自然な現象は安全衛生活動が行われているところで労災隠しにその原因が求められると推測できるのではないか。統計上の労災発生構造のゆがみは上からの安全衛生活動のゆがみだと考えられる。

そのほか今は撤回されたが375通達下での針灸治療費の問題も未解決で、労災保険における時効の取り扱いとの関連で重要な課題である。

(1) 上肢作業による健康障害についての新認定基準をめぐって

頸肩腕障害にかかる認定基準が昨年改正された(「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」基発65号1997年2月3日)。これによってどのくらい認められやすくなったかについては、まだ数字が出されていないのでわからない。ただし、内容的には、過重性の基準が従来と同じであることや療養期間は長くて「6ヶ月」といった記述が含まれていることなど問題が多いものとなっている。今後ともこれらの改善を求めていく必要がある。

本年度、安全センターがかかわった事例としては、枚方市の音響機械製造工場のラインでインパクトレンチ作業に従事していた女性労働者が「右上腕骨外上顆炎」で6月に北大阪労基署で労災認定されている。また、今年になって民間労働者で変形性手指関節症(指曲がり症)が労災認定されている。

日本産業衛生学会頸肩腕障害研究会は昨年8月に認定基準について研究会で検討し、4月の学会で見解を発表すると伝えられており注目される。また、労住医連は労災認定事例集の作成中であり、安全センターも全面的にこれに協力しており今夏までに完成の予定である。「頸肩腕障害が労災として認められること」さえあまり知られていない状況にあって、医師、労働者にとって病気と安全衛生への関心を高めるための事例集となることが期待されている。現場での実践と学術的取り組みを通して、さらに上肢作業障害の認定基準の見直しを労働行政に求めていかねばならない。

(2) 変形性手指関節症(指曲がり症)をめぐる闘い

これまで安全センターは、自治労が指曲がり症認定闘争を提起して以来、当該労働組合の取り組みを田島診療所などの協力医療機関とともに支援してきた。一斉認定闘争の公務上外認定処分結果が出されてからは、認定闘争の面においては、高槻市職4名、豊中市職3名の不服審査請求を支援してきた。東京の地公災基金本部審査会で行われたこれら7名の再審査請求にかかる公開審理には当安全センターからも代理人として出席し意見陳述を行った。しかし、審査会は昨年5月、これらの再審査請求を他の全国からの請求と同じく棄却とする裁決を下した。これに対して、豊中市職の2名が9月に、地公災基金大阪府支部が行った公務外認定処分の取り消しを求める行政訴訟を大阪地裁に提起した(詳細は後述)。また、すでに認定された被災者で退職された方々の障害補償申請も大阪学給労、大阪市従などにおいて取り組まれている。これに対して地公災基金本部は、いまだに障害等級を決定できない状態が続いている。

指曲がり症公災認定を求めた取り組みはその後も継続されており、本年、近畿では、自治労奈良県本部樋原市職の5名について地公災基金奈良県支部が公務上と認定した。また今年3月はじめまでに、自治労兵庫県本部が昨年まとめて申請した40名以上のうち8名について、公務上の認定があったことが伝えられている(残りについては継続審査中)。

以上のように、今後、行政訴訟での認定基準の妥当性をめぐる論争が本格的に行われていきながら、現場における認定に向けた取り組みも引き続きおこなわれていくことになる。指曲がり症の提起した問題は、労働負担を要因として発生する(作業関連性に発生する)非特異的慢性疾患の労災認定の今後に影響を与えるものと考えられ、安全センターとして今後とも重要課題と位置づけ取り組みを続けていく。

一方、民間労働者の指曲がり症については、労災保険の給付請求にまで至った事例そのものが少なかったが、今年3月に入って尼崎労基署に請求中であった特養ホーム調理員のケースが業務上疾病として認定された。民間労働者でははじめてのことである。他には、パチンコ景品交換業務で発症した事例について、再審査請求を行っている事例がある。労働省は、自治労の取り組みに対抗するかのように、委託研究を実施、調理員の指曲がり症発生に消極論を提供してきた。その調査はきわめてずさんなものであることが判明している。今回の認定が先例となり、少なくとも「もともと指曲がり症は労災ではない」とでもいうような労働省の姿勢の間違いが正されていくことが期待される。

(3) 腰痛の労災認定基準の問題点

腰痛の認定基準(「業務上腰痛の認定基準等について」昭和51年10月16日基発750号)は、①いわゆる非災害性の慢性腰痛について、医学的に根拠のない数量的基準が示されているため認められにくい、②災害性についても「通常動作と異なる」場合などと規定しているため認められにくいなど、全体として不当に限定的な認定基準となっている。

政府の労災統計をみると災害性腰痛の占める割合が、全職業病の6割にあたる6千件前後を占めるにも関わらず、非災害性腰痛は百件に満たない。これは発生の実態ではなく、認定基準のゆがみを表現しているにすぎない。事実は、多くの労災適用事案が切り捨てられているのである。

安全センターとしては個別ケースの救済に努力していくことは、当然であるが、認定基準の改正を求める取り組みにを進めていかねばならない。

(4) 脳・心臓疾患（過労死を含む）の労災認定問題

95年の認定基準の手直しによって、発症1週間前以前の労働過重性が考慮の対象として明記された（平成7年2月1日基発第38号）ことによる影響で労災認定例は全体ではわずかに増加しているが、未だに大半の請求事案に対して不支給決定が下されている。規制緩和の流れの中で、労働強化が進行し、サービス残業がちまたにあふれており、今後、脳・心臓疾患の労災の減少はのぞめる状況にない。この種の労災に対する取り組みの重要性は予防対策と併せて今後ますます重要なになってくると考えられる。労働省が自殺に係る認定基準の策定にとりかかっていることも見逃せない。

具体的に当安全センターでは、肺塞栓症で死亡したとされるが急性心筋梗塞の疑いが強かつた全通大阪日通支部組合員Mさんの労災請求について協力してきた。その他では、くも膜下出血で死亡した繊維商社社員のTさんの労災請求に協力している。

(5) じん肺肺がん問題

じん肺に関しては合併症を発症した場合、労災保険による補償が行われる。原発性のじん肺合併肺がんについては、20年前の通達（昭和53年11月2日基発第608号）によって管理区分4のじん肺患者に発生した原発性肺癌のみが労災補償の対象となっている。じん肺患者における肺ガンの多発は20年以上も前から報告されており、管理区分4未満の患者のじん肺合併肺がん死亡に対する労災不支給処分取消訴訟が、舞台は最高裁から地裁段階まで、全国各地で同時平行で進行中である。

裁判は高裁段階で認められた例はなく、地裁段階においてもじん肺であることが肺がんの早期発見や治療に不利に働くたという「医療実践上の不利益」を根拠に認めるという、従来の通達の拡大解釈による救済にとどまっている。じん肺患者における肺がんの多発を医学的に認め、基準を改正する取り組みが必要である。

ところが、昨年、WHOの下部機関である国際がん研究機関（IARC）が硅肺の原因物質である結晶性シリカ（遊離珪酸粉じん）に関して、「結晶性シリカへの職業曝露」は、ヒトに対する発ガン性の最高レベル（グループ1）であるとする決定を下した。国がじん肺肺がんの医学的因果関係を否認する大きな根拠のひとつに、IARCが結晶性シリカの発

ガン性をグループ2Aとしか認めていない点があったが、それは今回の決定によってひっくりがえった。

じん肺肺ガンの問題は20年前の通達以降の懸案であり、患者団体などからはじん肺肺ガンの認定基準の緩和が求められ続け、裁判にも訴えられてきた問題であり、今回のIARC決定は国に最終結論をせまる内容となっている。安全センターでは、これまで情報を収集し問題の重要性をアピールしてきた。

しかし、全国安全センターの労働省交渉において労働省は、依然として旧来の見解に固執しておりさらなる取り組みが必要である。

(6) 労災隠しと「ゼロ災」運動・メリット制などの制度的弊害

「ゼロ災」運動や労災保険料率のメリット制が労災防止に効果を上げてきたという見解があることは了解しているが、前に述べたように、災害発生が非常に多いとされる小規模以下の事業場での安全衛生対策の貧困とそうした「上から」のいわば「制度化された安全衛生運動」の弊害が明らかになっていると考えられる。

休業4日以上の休業災害を減らすために、無理に出社を強要したり、企業内診療所において健康保険で治療させたりする事案に遭遇することは珍しくない。また零細事業場の災害事例にあっては、労災保険未加入で加入手続きから解決を始めなければならないことも日常茶飯事なのである。10月に実施した「労災隠しホットライン」にかかってきた相談にもそうした実情がよくあらわれていた。労災隠しは結果的に職場改善や安全衛生対策の向上を阻害する。

したがって、労災隠しに有効な対策を立てられていない「上からの安全衛生運動」では、いま一番対策が求められている、災害防止の根本的改善策は今後も望まれない。私たちとしては、行政に対して有効な労災隠し防止対策を求めていかなければならない。また、別項で述べる地域に密着した民間のネットワークを活用した地域安全衛生運動に期待をかけ、その前進に力を注いでいきたいと考える。

(7) 375通達下での未払い針灸治療と労災保険における時効

施療期間を原則最長1年と限定していた労災保険における鍼灸治療の取り扱いは、375通達の撤回によって大きく変わった。しかし、375通達が実施されていた15年間にわたる期間において、被災労働者が支払わされた針灸治療費は、原則2年の請求時効にかかる部分のみを支給対象とする労働省の取り扱いは未だ改善されていない。具体的には神奈川訴訟の和解によって、原告の針灸治療費のうちすでに時効にかかる形的には請求権が消滅したとされた部分が、すべて支給されたことと比べ著しく公平を欠いた取り扱いがされている。

審査会や法廷等で係争中の継続請求分に時効は適用しないとする、労働省内部の事務連絡も積極的には明らかにされていない。以上の、針灸治療費に関する375通達による「時効」にかかる請求分のとりあつかいと時効に関する事務連絡の問題は、現在、具体的な事案としては神奈川及び広島安全センターが中心となって取り組んでおり、全国安全センターも協力して交渉課題になってはいるが、労働省は未だ前向きな姿勢をみせていない。安全センターとしても共通の問題として考えており、引き続きともに労働省に対して事態の改善を求めていく。

4. 健康に働くために、参加し、知る権利を使用する

日常的な労働安全衛生活動はどう取り組んだか

(1) 地域産業保健と労働組合の取り組み

連合大阪は、労働安全衛生対策会議を設置し、活動を展開している。労働基準監督署ごとに中小事業場の安全衛生対策指導のために選任されている労災防止指導員の連絡会議を年2回開催し、大阪府が保健所ごとに設置している地区勤労者健康管理推進協議会委員の連絡会議も開催している。さらに労災防止指導員が、産業保健センターの運営に関与する方向性も確認されている。センターからは、西野が同会議事務局次長として活動している。

(2) 地域単位の安全パトロール、安全衛生点検への参加

金属機械堺地協、全港湾大阪支部の安全パトロールに参加した。金属機械堺地協は、25年の歴史を刻む安全パトロールの経験をまとめる作業を開始することを今年の方針として計画している。また全港湾大阪支部では、港湾の職場改善事例集を作成する計画を立て、全港湾関西地本労職対で各支部の協力をもとめ、パトロールへの参加などを通じて現在、改善事例を収集中である。今後さらに活動を拡大していきたい。

(3) 地域、単組における安全衛生講座などの開催

安全センター開催の講座とは別に、現場活動家、組合員が安全衛生に関する実践的知識が学習できる場として各単組、地域での参加しやすい安全衛生講座が提供されることが望まれる。今年は、全港湾大阪支部において6月5日から7月3日の計4回の学習会が取り組まれた。

(4) 労働組合単産における安全衛生活動の推進

全国金属機械労組は、97年大阪で全国安全活動交流集会を開催、全国から約200人

の安全衛生担当の活動家が参加、職場巡視をメインに、活動手法の交流を行った。センターから助言者として西野が参加した。

全通大阪地区本部では、労働安全衛生プロジェクトチームを設置、健康アンケート調査を実施して、郵政職員の健康対策を検討している。センターでは調査に協力、総括的な労働安全衛生対策の学習会で結果を報告した。

大阪府教職員組合では、各教組の公務災害担当執行委員の参加で、公務災害補償制度と教職員の安全衛生対策についての3回連続学習会を開催。未整備の状況にある教職員の労働安全衛生管理体制などの問題への取り組みを進める端緒としの役割を果たすものとなっている。

労働組合における労働安全衛生運動の観点から、これから産業別、単産レベルでの取り組みがますます重要性を増しており、関西労働者安全センターの持てる企画力、構想力を今後とも適切に發揮していく必要があろう。

(5) 腰部保護ベルト・楽腰帯の普及ー

腰痛予防対策の一環として楽腰帯の紹介を継続した。注文本数は減少したが、わりあいコンスタントに注文がある。今後さらに使用拡大に努力していきたい。

5. 被災労働者一人一人の権利を守る、発展させる

泣き寝入り、権利の放棄はしないさせない

(1) 外国人労働者

a) 本譲事件

日系労働者を違法に派遣する業者が、パスポートを取り上げて仕事に従事させる事例が頻発している。95年にブラジル日系労働者より相談を受け、パスポート取り上げという人権侵害問題として取り組み始め、パスポート取り上げ損害賠償裁判を提訴した違法派遣業者「本譲」事件は、96年1月には派遣法違反で本譲が逮捕されるという刑事事件にまで発展している。すでに本譲は、派遣法違反で起訴され、労働基準法違反でも書類送検の処分が行われているが、97年5月には派遣法違反の刑事裁判で、株式会社本譲に罰金20万円、社長に懲役1年執行猶予4年の有罪判決が言い渡された。

そして、97年12月、2年を経て民事損害賠償裁判も判決に至った。判決では、パスポートの保管を合意の下としたものの、返還請求をしてからの保管は違法として、損害賠償を命じた。不当な天引きについても、支払いの合意があったと思われる渡航費用以外は、根拠がないとして支払いを命じた。判決文を細かく分析すると、派遣業者がパスポート取

り上げを労働者を縛り付ける手段としているという不当性をあまり認識したものではなく、給料相殺についても企業側にかなり甘い判決であるといえるが、一番の争点であるパスポートを返還しなかったことについては労働者側が精神的損害を受けたことが認められた。

雇用者がパスポートを労働者に返還しないというトラブルは多く、今後この判決を運動としては活用していくべきである。

b) 労災事例

97年度も外国人労働者から多数の労災相談が寄せられた。その半数以上が労災隠し事例である。特徴的なケースでは、続けて滋賀県八日市市、大阪の貝塚市と2件のフォークリフトによる事故の相談があった。被災者の一人は17歳でリフトを運転させられていたなど、現場では、運転資格を持たない労働者にフォークリフトを運転させるのは習慣となっていたり、明確な労働安全衛生法違反が常態化していた。こうした実態を隠すために、事業主は労災隠しをおこなった。

また、すでに入国管理局の収容施設に収容されている被災者からの相談では、収容施設の中で他の外国人より労災補償がもらえると聞いて、支援団体に相談、安全センターが対応することとなった事例がある。右足骨折のペルーレ女性(津労基署)、手指骨折のボリビア人男性(鹿児島労基署、関労基署)、左足関節骨折の中国男性(中央労基署)、転落事故で全身打撲の韓国人男性(西宮労基署)など。被災者は、帰国後に母国で労災補償を受け取れることになった。

あまり外国人労働者支援団体などがない地域からも、救済を求める外国人労働者から相談の電話がかかってきている。できる限りより近い地域の支援団体を紹介するが、近畿圏内では、安全センターで対応することになる。しかし、近畿地方でも三重県、和歌山県、兵庫県の姫路市、加古川市、西脇市などは、遠方となる地域では、その近くに支援者もあまりなく丁寧な対応ができないことが多い。こうした地域における相談をどのようにカバーするか、あるいは地域の支援者を見つけるか対応策が必要である。

その他の主な事例を列挙すると以下の通り。

国籍 内容 労基署

・コロンビア	通勤災害支給決定	北大阪署
・ボリビア	通勤災害請求手続き中	小諸労基署
・コロンビア	右手巻き込まれ事故 労災適用済み	西脇労基署
・フィリピン	塗装工 肋骨骨折 労災隠し 示談解決	
・ブラジル	頸肩腕障害 時間がかかるため相談のみで申請せず	
・ペルー	足骨折 事業主が本人に説明せず	堺労基署
・ペルー	上腕骨外上顆炎 治療の打ち切り相談	北大阪労基署

・ペルー	左薬指切断	岐阜県	他団体に紹介	
・ペルー	右肩骨折	労災隠し	結局示談	
・ペルー	手根管症候群	軽症	労災申請せず	滋賀県
・韓国	右上腕神経そう損傷	右上肢麻痺	右眼失明	淀川労基署
・イラン	腰痛症	プラスチック加工業	労災請求準備中	東大阪労基署

c) 外国人支援団体との協力

センターがそのネットワークに参加しているRINK、そして多文化共生センター、神戸の外国人救援ネット、カトリック団体の国際協力委員会と協力をおこない、外国人の相談解決にあたった。また、4月に外国人労働者支援の運動に大きな影響を及ぼす、入管法改正案が国会に上程され、改悪反対の運動にも積極的に参加した。さらに、RINKの呼びかけで行われた組織犯罪対策法の学習会にも参加した。

多文化の間の文化交流として毎年恒例となっているマイマイフェスティバルにも協賛、参加した。また、4月に名古屋でおこなわれた移住労働者問題全国フォーラムでは、医療分科会で発言するなど積極的参加をおこなった。その後、全国の外国人支援者をつなぐ移住労働者と連帯する全国ネットワークが発足。これにはRINKを通しての参加ではあるが、外国人の人権を守る活動に携わっている。

また、初めて連合大阪が「外国人何でも相談」と題する無料電話相談を実施、2月26～28日の3日間の開設で、RINKを通じて協力している。来所も含めて103件の相談が殺到した。

(2) 労災隠しホットライン

全国安全センターの呼びかけで10月1～3日、「職場の安全と健康ホットライン」が全国13ヶ所で開設された。大阪でも「労災隠しホットライン」ともう少し趣旨を明確にした形で実施したが、報道機関からの情報が少なく3日間で14件に止まった。明らかな労災隠し相談が5件で、ホットライン後の継続事案もあった。今年も全国的な取り組みが予定されており、当センターもこれに参加していくことにしている。

(3) 民事損害賠償の請求による使用者責任の追及

労災職業病発生の使用者責任を追及する、民事損害賠償請求の取り組みを、継続して進めている。反物を扱う作業での被災した腰痛について、企業責任を問う仲川腰痛損害賠償請求、フィリピン人女性労働者のプレス災害についての損害賠償請求、左足巻き込まれ事故で負傷したペルー人男性労働者の愛知県の鋳造会社への損害賠償請求の裁判がそれぞれ係争中である。また、ペルー男性労働者の和歌山の会社を相手取った裁判では和解が成立

している。全港湾建設支部西成分会が支援の取り組みをしたブラジル男性労働者の災害では、和解とともに元の職場への直接雇用での復帰という結果を得ることができた。ほか、道路貨物運送労働者がトイレの取っ手破損によるけがで負傷した障害を残した事例では、和解解決を図っている。

さらに運送労働者のコンベア巻き込まれ災害の損害賠償請求といった小規模事業場における悲惨な災害についても、その責任のあり方を問うため、損害賠償請求に踏み切り、支援活動を進めている。

また、じん肺の被災労働者について、トンネル掘削の作業に従事したことによる発症については、元請ゼネコンを相手取って、あるいは鉱山労働者にあっては鉱山会社を相手取って損害賠償請求を提起している。やがてじん肺を発症するであろうことを分かっていながら粉じん対策をろくにせず、作業に従事させた使用者、その作業環境を放置してしまった労働基準行政の責任もやはり問われなければならない。

(4) 指曲がり症公務外認定処分取り消し訴訟

9月8日大阪地裁に提訴された、自治労豊中市職2名を原告とする指曲がり症訴訟は、主張の応酬が開始されたばかりである。安全センターは、弁護団事務局の一員として今後とも積極的に支援していく。松江地裁において安来市職調理員1名が7月に提訴しており、指曲がり症訴訟としては第2陣となった。両訴訟は指曲がり症公務外認定処分取り消しの代表訴訟として連携しながら進められていくことになる。

この訴訟においては、地公災基金が採用している認定基準の妥当性が主要な争点になるだけではない。これまで給食調理職場は災害性の公務災害が多い職場である一方、頸肩腕障害、腰痛といった慢性、亜急性の疾患が多発しながらも、公務災害として非常に認められにくい職場でもあった。地公災基金が、給食調理業務を上肢、腰部に負担がかかる作業であるということを認めてこなかったことが大きな原因である。

指曲がり症問題を契機として、自治体側の認識が変化してきており、格差はあるものの職場改善への大きな契機となっている。労働安全衛生に対する責任をもつ当局が変化してきているのとは対照的に、補償を担当する地公災基金が、いまだに従来の認識を脱し切れていないというのが現状である。訴訟では、給食調理作業の労働負担が、指曲がり症を含めた運動器系の職業性疾患を発生させており、だからこそ様々な安全衛生対策が講じられていることも同時に明らかにすることによって、公務起因性が証明されていくものと予想される。

訴訟は、公務災害の追加申請の取り組み、職場改善の取り組みと一体となってこそより意義深いものとなる。安全センターもこのことに留意して今後取り組みを強化していく

い。

(5) じん肺

じん肺患者同盟弁天町支部は、結成以来7年を経過した。じん肺で長期に療養生活を送る被災者の様々な課題について被災者自身の手によって取り組みを進めている。長期療養の過程では、休業補償給付と傷病補償年金給付の関係、入院療養における介護の給付の問題など課題は多岐にわたるが、被災者間の協力による解決をはかっている。安全センターはその事務局を担当する形で支援している。

(6) その他の労災認定などの取り組み

家庭ゴミ収集作業に従事する民間委託清掃労働者の非災害性腰痛について、労災保険再審査の取り組みが進められた。全国一般堺委託清掃労組では、組合員Yさんが発症した腰痛症について、労基署の不支給処分について審査、再審査の取り組みを継続、今年の3月に開かれた審査会で、収集作業自体が腰痛多発職種であることを再度明らかにした。一人Yさんだけの問題でなく、収集作業そのものが腰部への過度の負担をもたらすこと改めて証明する取り組みとして注目される。安全センターでは、審査以降の取り組みに強力している。その他の主な事例としては、以下のものがあげられる。

配管工 化学廃液による食道損傷 障害補償、損害賠償請求 西労基署
家具製造工場の頭部外傷 再発、アフターケア 京都下労基署
染色工場の窯焚き作業によるじん肺 堺労基署

6. 教育宣伝活動

(1) 労働安全衛生講座の開催

第16回安全衛生・労災職業病講座を7月に開催した。本年からは、自主対応=参加型のグループ討論の手法を取り入れ、実践型の内容に切り替えている。改善の余地は多いものの、まずまず好評だった。各回約60名の参加が得られた。

連合大阪は労働安全衛生対策会議で、産別間の労働安全衛生活動の交流や、近畿ブロックのセイフティネットワークの開催など、多彩な取り組みを進めているが、98年には地域レベルでの安全衛生活動家の養成、交流を図るために講座の開催を計画するに至っている。産業間の格差、職場間の格差など労働組合においても、労働安全衛生活動の内容は千差万別であるが、地域レベルでの職場巡回実習やグループ討論の方式も取り入れた、実践型講座で交流を図り、労働組合主導の安全活動のレベルアップを図ることが課題になっている。これまで試みられることのなかった取り組みに対する期待は大きい。

(2) 市民に役立つ情報公開法を求める市民集会の開催

いよいよ情報公開法制定が目前に迫ってきたが、安全センターでは今後の活動にとって同法の制定は極めて重要な意義をもつものとの判断から、情報公開をすすめてきた市民団体から様々な情報提供を受けながらこの問題への認識を深めてきた。11月15日には知る権利ネットワーク関西との共催で「市民のための情報公開法をつくる大阪集会」を開催し、北村哲男衆議院議員を招き野党共同提案の情報公開法案を中心とした特別報告を受け、各団体からの批判、要望などを伝える機会を持った。

今後さらに、労働者の安全、健康などのテーマを中心とした情報公開法の利用を主眼とする検討を進めていくことにしている。

(3) 機関誌と各種パンフレットの発行

機関誌「関西労災職業病」については、98年2月号で通巻268号となるが、より実践的な内容と情報量で充実化をはかり、職場への普及を図る努力が必要だ。

残念ながら今年度中は実現できなかったが、全国安全センターの企画に協力した「決定版VDT労働ハンドブック」(仮称)がいよいよ4月発行予定の運びとなっている。また、職場改善事例集も、港湾、機械金属産業について、作業の端緒についている。

7. 組織拡大と財政

(1) 組織拡大

労働組合会員について、新たな加入があった。労働組合単産としては、全国金属機械大阪地方本部、自治労大阪府本部、日教組大阪府教職員組合の加入があった。単組としては、泉南市職、大阪高教組、大阪市教組、松原教組、箕面教組、門真教組、大東教組の新たな加入があった。

安全センターの運動は、毎日職場で健康被害と隣り合わせの仕事と向き合い、自律的な労働のあり方を模索する労働者によって支えられてきた。労働組合にとって、労働安全衛生運動が武器たり得るのかを常に問いかけ、労働組合会員の更なる拡大が不可欠と言えよう。

また誰よりも被災労働者に、そして「専門的」言辞による絶えることのない欺まんと誤魔化しに対抗し、運動を大きく広げるためには、研究者、医師、法律家の参加をさらに求めしていく必要がある。

(2) 財政問題

安全センターの財政については、会員による会費(1口1000円／月)、機関誌「関西労災職業病」購読料を主体にまかなってきているが、まったく十分なものとはなっていない。設立以来、寄付金の納入を呼びかけ、活動を維持してきた。しかし、寄せられる期待に応えるだけの十分な基盤を持つには程遠いのが現状といえる。事務局体制の中で、経費の削減などに関する努力をはらってきたところであるが、97年度にあっては、さらに悪化の傾向が明らかになっており、抜本的な対策が必要となってきている。

会員の拡大を第一として、継続的、計画的な教育宣伝資料の発行、労働安全衛生講座をはじめとする事業活動の拡大での努力が課題となる。さらに、NPO(非営利団体)として安全センターが存在する以上、寄付金の呼びかけによる財源の確保についても、今後一層計画的な遂行などの努力が必要となっている。

8. 他団体との協力、国際交流

(1) 全国労働安全衛生センター連絡会議

各地域労働安全衛生センターのネットワーク機能の点から、全国労働安全衛生センター連絡会議の重要性がますます高まっている。地域における労働安全衛生、労災職業病についての取り組みから導き出される様々な労働行政への改革提案をするにあたっては、全国組織による中央段階での行動が不可欠である。

特に昨年12月以降、中桐伸五衆議院議員らと連携を取りながら、労働省との極めて実務的な折衝を進め、労働政策の形成過程に対し、地域安全センターの活動を背景にした要望を反映させるための取り組みを強めている。

全国労働安全衛生センター連絡会議は、月刊機関誌「安全センター情報」を発行し、絶えず情報発信に努め、今後も労働省との交渉など、具体的な政策提案の活動を進めていく。97年10月9日に水俣市で開催された第8回総会では、原田正純氏が議長を退任し、井上浩氏(元労働基準監督官)が新たに就任した。関西労働者安全センターでは、事務局長の西野を全国センターの事務局次長に派遣し、各地域センターとも密接な連携を保ちながら、全国的な運動の強化を図っている。

(2) 医療機関、研究機関など

労働安全衛生や労災職業病問題全般にわたって、信頼のおける医療機関との連携は不可欠である。97年度も田島診療所、菜の花診療所などをはじめ多くの医療機関、医師の協力をえてきた。田島診療所の運営母体である「ひまわりの会」には、運営委員会に参加してきた。菜の花診療所は厳しい状況下がんばっており、引き続き様々な側面で支えていかなければならない。作業環境測定、環境改善の問題では環境監視研究所の協力が大きい。

今後ともこうした関係を維持、発展させていくとともに、新たな協力関係を求めていく努力も必要である。

(3) 弁護士、研究者など

法律面においては、大阪労働者弁護団を中心に多くの弁護士の協力を受けている。また、大学、研究機関の研究者の方々からも多く支援を受けている。労働安全衛生、労災職業病については、医学、工学など様々な分野の専門家のネットワークが極めて重要であり、今後ともこうした関係を維持、強化していかねばならない。

(4) 労働団体、他団体

連合大阪の労働安全衛生対策会議においては、事務局次長を西野事務局長が担当している。労働法制の規制緩和に反対する共闘会議には結成時より参加している。RINK、多文化共生センターとも、外国人労働者の労災職業病、労働安全衛生対策のテーマで日常の協力関係を保っている。アスベスト問題に取り組む石綿対策全国連には団体会員として参加し、HIVと人権情報センターには賛助会員として、知る権利ネットワーク関西には情報公開制度の確立を求める運動の立場で参加している。

1998年度運動方針案

雇用の流動化が進み、雇用形態の多様化が一層促進される傾向が随所に見られる。働く人の基本的権利に関わる原則が、より曖昧にされ、いのちと健康の問題を押しのけて「自由な働き方」の仮面をかぶった古典的な経営の論理が、手を変え品を変え政府の政策にも反映されようとしている。職場での働くものの横の連帯や、街の商店街が果たしてきた地域でのコミュニティを育てる基地としての役割などが、大競争時代という掛け声によって破壊しようとする方向も提案されている。

こういう時代にあって、職場における労働者のいのちと健康を守る闘いは、ますます具体的な提案を鮮明にして取り組みを進めなければならない。労働者が職場で、どれだけ自律的な労働を我が物とできるか、被災労働者が少しの泣き寝入りもすることなく、未来を感じる療養生活を確保できるか、安全センターの課題は大きい。

以下、具体的な方針を列挙する。

1. 労働者のいのちと健康を脅かす、労働法制の規制緩和に反対する

いまの国会に上程されている労働基準法改正案に反対し、労働者の参加と知る権利が確

保される、働き方のルール改正を求め、関係団体、労働組合等と連携して闘う。

2. 職場の労働安全衛生活動への協力体制の強化と、

自主対応型・参加型安全衛生活動の推進

- (1) 地域産業保健施策への労働側参加を支援し、具体的な地域展開をはかる。
- (2) 中小零細企業などの安全衛生対策の充実を実現する。
- (3) 自主対応・参加型の職場改善活動の普及に努める。
- (4) 安全パトロール、安全衛生委員会活動への参加、チェックリストの作成などを通じて日常的安全衛生活動に積極的に協力する。
- (5) 専門家、協力医療機関との連携を強化する。
- (6) 高齢労働者、福祉労働者の安全衛生対策を推進する。
- (7) 腰痛対策の一環としての腰痛予防ベルトの普及に努める。

3. 被災労働者の権利擁護・拡大、労災補償法制の抜本的改善

- (1) 労災補償制度の改善（補償手続きの民主化、労災認定基準の抜本的見直し、障害補償制度の改善、アフターケア制度の充実、通院費・介護補償などの労災保険による療養費用の支給基準の見直し、補償打ち切り優先をやめ職場復帰対策の実現）を求める。
- (2) 公務災害補償制度の改善へ向けた取り組みを進める。
- (3) 法定外補償制度の確立と充実、使用者責任追及の闘いを支援する。
- (4) 375通達による未請求療養費の時効にとらわれない完全支給を実現する。
- (5) じん肺、石綿被害者の権利擁護、じん肺の撲滅。
- (6) 全面使用禁止が国際的流れになっている石綿(アスベスト)については、早期の日本での政策転換を実現するため、諸行動を行う。
- (7) 指曲がり症、頸肩腕障害・腰痛、脳心臓疾患などの労災認定闘争を積極的に支援する。
- (8) 外国人労働者の権利擁護、拡大、企業責任の明確化、有効な安全衛生対策の実現、情報の提供に努める。
- (9) 未組織労働者の労災相談体制の充実強化へ努力する。

4. 労働者の立場に立った労災医療、健康管理・増進、快適職場実現

田島診療所、菜の花診療所など労住医連医療機関をはじめとする医療機関や環境監視研究所、大学・研究機関専門家との連携を強化する。

5. 労働行政の情報公開

- (1) 行政通達、事務連絡など行政運用基準、労働基準・安全衛生・労災補償・雇用など

労働行政全般の行政情報の公開を実現する。

- (2) 知る権利を明記した情報公開法の早期成立を求め、制度の活用と実践の取り組みを進める。
- (3) 有害化学物質情報の全面公開を求める。

6. 専門的課題への対応強化

- (1) 労災、労働基準などの法的問題での大阪労働者弁護団等との協力を強化する
- (2) 自治体労働安全衛生研究会にひきつづき参加、協力する。
- (3) 各テーマによるホットラインの経験を生かし、全国労働安全衛生センター連絡会議などと協力しながらパンフレットの作成・発行などを行い、被災者の救済、予防対策を進める。

7. 教育宣伝活動の推進

- (1) 機関誌の充実。
- (2) 課題別パンフレットの計画的な作成、労災補償ハンドブックの発行。
- (3) 労働者の参加を促進するビジュアルな職場改善事例集の作成。

8. 全国安全センター強化と各地域センターとの連携推進

- (1) 全国労働安全衛生センター連絡会議の新事務所設置を機に、さらに組織的、財政的基盤を強化し、政府の労働行政への影響力を高める。
- (2) 政策提言を含め具体的運動を通して、各地域安全衛生センターとの連携を強化する。

9. 組織拡大、機関誌拡大、財政対策

- (1) 労働組合会員、専門家会員など会員拡大につとめる。
- (2) 機関誌購読部数の300部増を目指す。
- (3) 計画的な対策を進めることにより、財政基盤の確立をはかる。

10. 他団体との協力、国際交流など

- (1) 関係労働団体、RINK、多文化共生センターなど外国人支援団体、被災者団体との協力関係を深める。
- (2) 外国、とりわけアジア地域の安全衛生センターとの連携を強化する
- (3) 英語版ニュースの発信を追求する。
- (4) 滞日外国人向けの情報提供に努める。

2月の新聞記事から

2/2 東京都江東区を自転車でパトロール中の城東署巡査部長を15歳の少年がナイフで刺し銃を奪あうとした。少年は現行犯逮捕。

2/3 救急患者への対応可能な病院をコルピ-タ-で検索する山口県の「救急医療情報システム」に昨年末頃、何者かが侵入していたことが分かった。

此花区の桜島埠頭で中国貨物船より密航中国男性4人の遺体が発見された事件で、外務省はその遺族に身元保証人なしでビザ発給を決めた。「人道的見地」による特例的判断。

2/4 神戸電鉄有馬線の沢第2踏切で三田行き普通列車が踏切内で立ち往生していた小型クレーン付きトラックに衝突、脱線。乗客8人が軽いけが。

2/5 ダイキシングが検出された「豊能郡美化センター」を管理する「豊能郡環境施設組合」が、ダイキシング対策を隠して改修費を予算化したのは不当として、同町民ら3人が予算執行差し止めを求める住民訴訟を提訴。

守口市の電子部品製造会社「ディーウィ」でアルミを加熱加工する調質炉が爆発。100kgの鉄製扉が吹き飛び、頭に直撃を受けた社員が頭の骨を骨折の重体、他の社員も右肩脱臼などの重傷を負った。

2/6 太田沖縄知事は県庁の三役会議で、米軍普天間飛行場の代替ヘリポート建設反対を決定。

長野労働基準局は、長野冬季五輪のボランティアで大会関係車両の運転などに携わる業務派遣による民間企業社員について、「労働者」と判断し労働法に沿った扱いをするように長野五輪組織委員会と企業に行政指導した。

筑豊じん肺訴訟で被告の住友石炭鉱業が原告の元労働者とその遺族に総額1億9600万円を支払うことで福岡高裁で和解が成立した。

大阪市公文書公開審査会は、市が非公開とした職員の超過勤務命令簿の氏名や職種、業務内容を公開するよう答申を出した。「知る権利ネットワーク関西」の刈谷一が昨年4月に人事課職員の超過勤務命令簿の公開を請求したが、市は「個人が識別される」として氏名、業務内容、支給額などを非公開としたため、異議申し立てがあり、同審査会が審議していた。

2/7 沖縄で96年1月に母子3人が米兵運転の乗用車にひかれ死亡した事件で、民事賠償額と米軍が支払う見舞金との差額3700万円を防衛施設庁が肩代わりして支払うことが分かった。SACO(沖縄に関する米特別行動委員

会)最終報告を適用し、米軍の支払いが裁判所の判決の額に満たない場合日本政府がその差額を負担することとなった。

2/8 岡山県吉永町の産業廃棄物処分場建設の賛否を問う住民投票が実施され、反対98.22%の結果がでた。

2/10 ガルダ・イットニア航空機が96年6月福岡空港で炎上した事故で福岡県警と空港博多署特別捜査本部は機長の離陸時の判断ミスが原因とみて業務上過失致死傷で福岡地検に書類送検

2/16 保母の仕事で「頸肩腕障害」になったが公務災害認定申請を「公務外」で棄却された奈良県生駒市の保母が、地方公務災害基金大阪府支部に取り消しを求めた訴訟で、大阪地裁は仕事と発症との因果関係を認め処分を取り消す判決を下した。

2/18 安田病院元院長より解雇された元付添看護婦が、「労働契約書がなくても契約は成立する」として地位確認などを求めた訴訟の控訴審で大阪高裁は地裁判決を取り消し解雇無効と未払い賃金約1000万円の支払いを命じた。

2/19 東大阪市のカネボウックス店でアルバイト従業員の19歳の女性が、刃物で刺されているのが見つかり、間もなく病院で死亡。現金数万円が受付から奪われていた。

2/20 山一証券課長が在職中の昨年11月29日に急性心機能不全で死亡したのは、過重労働が原因として遺族が中央労働基準監督署に労災請求の手続きをした。

2/25 金大中氏が韓国15代大統領に就任した。
2/27 業務が原因で肩や腕の痛み、腰痛を発症した保母が「公務外」認定処分の取り消しを求めていた裁判で、16日に大阪地裁は原告勝訴の判決を下していたが、26日に判決が確定。公務災害補償基金大阪府支部は控訴の断念を本人に通知、後日労災認定の通知書を送付する。

安田病院グループの「北錦会」経営の大和川病院が、弁護士の入院患者への面会を不当に妨害したとして弁護士ら7人が安田被告らに損害賠償を求めた裁判で、大阪地裁は「面会妨害は違法」とし妨害1回につき20万円、合計160万円の支払いを命じた。

「北海道石炭じん肺訴訟」で新たな患者と遺族144人が国と三井鉱山、住友石炭鉱業など4企業を相手取り、45億8000万円の損害賠償請求裁判を札幌地裁に提訴した。

楽腰帯（腰痛予防ベルト）ご注文要領（裏表紙をご覧下さい）

- 「楽腰帯ご注文票」にお名前・ご住所・電話、FAX番号（あれば）をご記入ください。
- 「楽腰帯サイズ表」をご覧の上、種類、性別、色、サイズを選び、「楽腰帯ご注文票」ご面倒ですが本数とともにご記入ください。
- 「楽腰帯ご注文票」を切り取り線から切り離して、次の住所までご郵送いただくな、FAX番号までFAXでお送りください。

「楽腰帯ご注文票」ご送付先

〒540 大阪市中央区内本町1-2-1 3ばんらいビル602
関西労働者安全センター 楽腰帯係

FAX番号：06-943-1528

電話番号：06-943-1527

- なお、楽腰帯に関するお問い合わせは上記電話番号へお願いします。
- ご注文がありましたら品物、請求書、郵便振替用紙を送付いたします。代金は郵便振替にてご入金ください。

楽腰帯サイズ表（単位はcm）及び価格

種類	性別	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくよう たい	男	DR-1G	黒又は白	ウェスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒又は白	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88	—
リリーフ	男	リリーフG	グレーとブルー -のリーフ	ウェスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	リリーフL	ベージュ	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88	—

価格：1本 5,700円（消費税込、送料別）

----- 切り取り線 -----

年 月 日

楽腰帯ご注文票

お名前：

あ届け先住所：

連絡先電話番号：

連絡先FAX番号：

種類	性別	型	サイズ	本数

腰痛予防に腰部保護ベルト—**楽腰帯**をどうぞ

らくようたい インナー&アウタータイプ

Relief(リリーフ) インナータイプ

楽腰帯は腹圧効果で腰への負担を30%軽減。

特徴は、①すぐれた腹圧効果 ②骨盤補強効果
③運動性と快適性



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男 DR-1G	黒/白	ウェスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 DR-1L	黒/白	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88	—
リリーフ	男 リリーフ G	グレー・ブルー・(ツートン)	ウェスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 リリーフ L	ベージュ	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88	—

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、型、色、サイズを指定してご注文下さい。ミドリ安全(株)製
宇土博医師考案
■パンフレットあります。 関西労働者安全センターTEL.06-943-1527 FAX.06-943-1528

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
〃	2部 4,800円
〃	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1回1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL. 06 (551) 6854 FAX. 06 (551) 1259